

富士川流況改善連絡調整会 運営要領

(名 称)

第1条 本会は、「富士川流況改善連絡調整会」（以下「調整会」と称する。

(目 的)

第2条 調整会は、富士川中流部における維持流量に対して現況流量が著しく不足する区間（塩之沢堰下流～芝川合流）を対象に、流況改善による良好な河川環境を創出するための連絡調整を行うことを目的とする。

(連絡調整事項)

第3条 調整会は、前項の目的を達成するために次の事項について連絡調整を行うものとする。

- (1) 富士川中流部の流況調査結果の共有
- (2) 河川環境の実態調査結果の共有
- (3) 流況改善に向けた連絡調整
- (4) その他必要な事項

(組 織)

第4条 調整会は別紙－1に掲げる構成員によって組織する。

(会 議)

第5条 会議は原則非公開とする。

- 2 調整会に提出された資料及び議事概要については原則公開する。ただし、事業を営む法人等に関する情報等で公開することが適切でない資料等については、調整会の了解を得て公開しないものとする。

(事務局)

第6条 調整会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

- 2 事務局は、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所に置く。

(雑 則)

第7条 この運営要領に定めるもののほか、調整会の運営に関し必要な事項は、事務局が調整会に諮って定める。

(附 則)

第8条 本運営要領は、令和8年3月17日から施行する。

富士川流況改善連絡調整会 構成員名簿

所属	役職	備考
山梨県 県土整備部	治水課長	
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	河川企画課長	
身延町	副町長	
南部町	建設課長	
静岡市	土木事務所長	
富士宮市	都市整備部長	
富士市	建設部長	
山梨県企業局	電気課長	
日本軽金属株式会社	蒲原製造所長 (兼) 電力部長	
東京電力リニューアブル パワー株式会社	甲府事業所所長	
関東地方整備局 河川部	水政調整官	
関東地方整備局 河川部	広域水管理官	
関東地方整備局 甲府河川国道事務所	事務所長	